

筑北村業務継続計画（BCP）

【地震対策編】



平成31年4月

筑北村

目次

第1章	計画策定の目的と概要	
1	計画策定の目的	1
2	業務継続計画の概要	1
第2章	地域防災計画と業務継続計画との関係	3
第3章	被害想定	4
第4章	業務継続計画の発動及び解除	
1	業務継続計画の発動	6
2	業務継続計画の発動権限者	6
3	業務継続計画の解除	
第5章	業務資源の確保	
1	人的資源	7
2	物的資源	7
第6章	初動基における行動指針及び指揮命令系統	
1	行動指針	9
2	指揮命令系統	9
第7章	災害時に実施する業務	10
第8章	業務継続計画の策定体制及び継続的改善	
1	業務継続計画の策定体制	12
2	業務継続計画の継続的改善	12

第1章 計画策定の目的と方針

1 計画策定の目的

大規模な地震が発生した場合、筑北村役場（以下「役場」という。）は災害応急対策及び災害復旧対策、さらには災害復興の中心として重要な役割を担っている。また、災害時であっても、必要な通常業務は継続して行わなければならない。しかし、役場の被災、断水、停電、通信などライフラインの機能低下や休日・夜間での職員の参集の遅れ等により、役場の活動に対して、支障が生じる可能性がある。

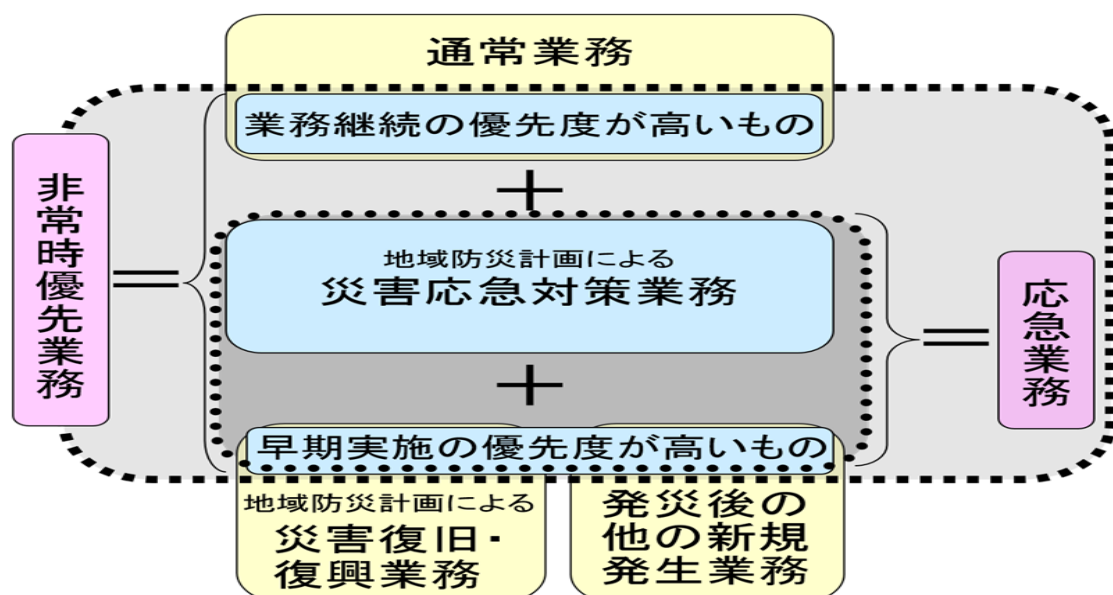
地震発生時の利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）に制約がある状況においては、筑北村が全てのニーズに対応することは困難であり、あらかじめ、筑北村の災害リスクを考慮して備えを行うとともに、優先度の高い災害対策業務や通常業務を定め、発災直後から業務を継続できる体制を整えておくことが重要である。

そのため、大規模な地震が発生した場合を想定し、地震による影響によって役場機能が低下する状況にあっても業務を継続し、早期にできるだけ通常レベルに復旧させるための事前対策として「筑北村業務継続計画【地震対策編】」（以下「業務継続計画」という。）を策定する。

2 業務継続計画の概要

（1）業務継続計画

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan：ビジネスコンティニュイティプラン）とは、災害時に行政である役場自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保等やその手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等必要な措置を講ずることにより大規模地震災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。



(2) 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「役場も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で役場が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

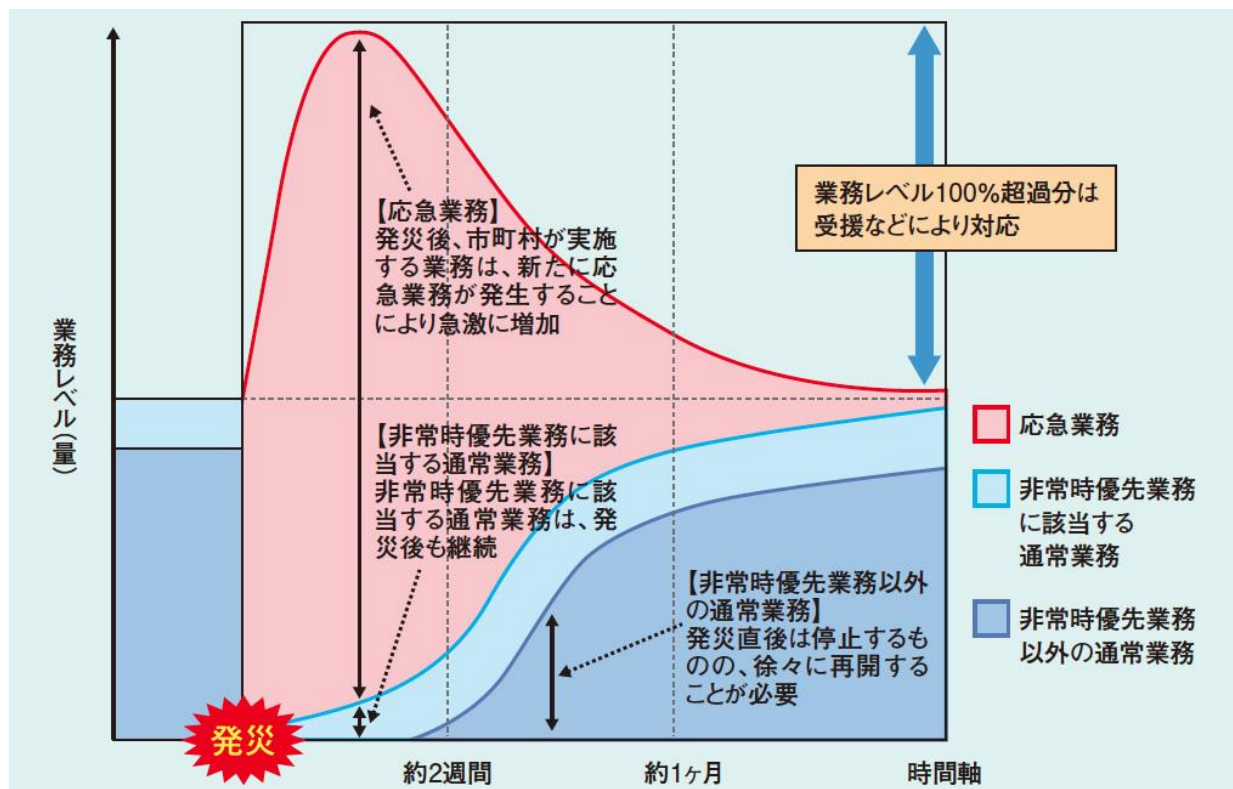


図2 発災後に村が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

(3) 非常時優先業務

非常時優先業務とは、大規模な地震発生時において優先して実施すべき業務のことであり、具体的には災害応急対策業務や早期実施の優先度の高い復旧・復興のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

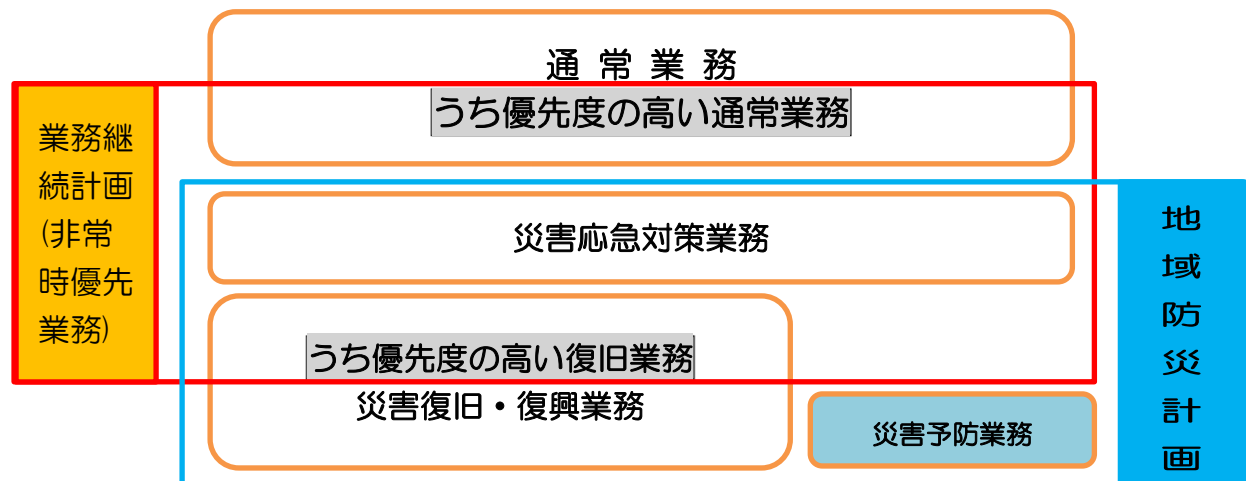
第2章 地域防災計画と業務継続計画との関係

筑北村地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、防災対策を定めた計画である。また想定される地震災害から、村民の生命、身体及び財産を守るため、村や防災関係機関等が災害予防、災害応急及び復旧・復興に関し、実施すべき事項が定められている。

一方、業務継続計画は、被害による行政機能の低下や、少ない参集職員での行政運営を前提とすることに関し、優先すべき業務等を定めた計画である。

域防災計画と業務継続計画との相違点は、次のとおりである。

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	村内における災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	庁舎等での発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。
法的根拠	災害対策基本法第42条	なし
行政の被災	想定していない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害予防業務 災害応急対策業務 災害復旧・復興業務	災害応急対策業務 優先度の高い通常業務 優先度の高い復旧・復興業務
業務開始目標	必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。
業務従事者への飲料水・食料等の確保	必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討



第3章 被害想定

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋地震のようなこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年3月『第3次長野県地震被害想定調査報告書』を公表した。

この調査による被害想定結果は、本村における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有効な資料となるものである。

本項においては、この報告書のうち、本村に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震及びその諸元は、次のとおりである。

想定地震	震源諸元	マグニチュード	村における最大震度	長さ (Km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	5強	5.8	飯山市～長野市
糸魚川－静岡構造線(全体)		8.5	7	150	小谷村～富士見町
糸魚川－静岡構造線(北側)		8.0	7	8.4	小谷村～松本市
糸魚川－静岡構造線(南側)		7.9	5弱	6.6	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯(主部)		8.0	4	7.9	辰野町～平谷村
阿寺断層系(主部南部)		7.8	4	6.0	岐阜県中津川市～岐阜県下呂市
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)		7.5	4	4.0	木曾町～南木曾町
境峠・神谷断層帯(主部)		7.6	5弱	4.7	松本市～伊那市
想定東海地震		8.0	5弱		
南海トラフ巨大地震		9.0	5弱		

この中で、本村に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川－静岡構造線(全体)の地震」である。このため、以下、「糸魚川－静岡構造線(全体)の地震」についての想定結果を中心に記述する。

なお、地震動の予測も、科学的な知見に基づいて一定の条件で設定しているものであって、次にその想定地震において発生する地震動を具体的に予測したものではなく、また近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

(1) 建物被害

(棟)

液状化		揺れ		断層変異	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
*	20	3,580	750	0	10	130	0	3,600	900

(2) 人的被害

①死者・負傷者・重傷者数

(人)

	建物倒壊	うち屋内収納物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	230	10	*	0	*	230
負傷者数	760	190	*	0	*	770
重傷者数	430	30	*	0	*	430

②自力脱出困難者・避難者数

(人)

自力脱出 困難者数	被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後	
	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外
390	2,180	1,450	2,010	2,010	2,000	2,000	1,360	3,180

※内閣府・中央防災会議の算出手法では、当日、1日目は建物被害を受けた避難者のみが避難するが、それ以降は断水や停電による避難者が生じると仮定のもと算出されており、当村のシミュレーションでは被災1か月後がピークと算定されている。

③避難所避難者における要配慮者数

(人)

被災1日後	被災2日後	被災1週間後	被災1か月後
460	420	420	290

(3) ライフライン (被災直後)

固定電話	電力	上水道
不通回線数 (回線)	停電軒数 (軒)	断水人口 (人)
1,480 (※1)	2,520	4,820

※1 停電の影響が100%の場合

(4) 物資不足量 (発災1日後)

食料 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
4,226	14,076	4,195

(補足)

- ・発災は冬18時、強風時の想定
- ・「*」は「わずか」を示す
- ・人的被害は観光客を考慮した場合を示す
- ・各数値は1の位で四捨五入しており、合計が合わない場合がある

(5) 庁舎の被害想定

設備	使用の可・不可	状況
庁舎	可	耐震基準を満たしている
上下水道	不可	水道管破損により使用不可

電気	可	自家発電機により使用可能
電話	可	自家発電機により使用可能
ガス	可	プロパンガス

第4章 業務継続計画の発動及び解除

業務継続計画に基づき、大規模な地震発生時の非常時優先業務を実施する発動基準を次のように定める。

1 業務継続計画の発動

(1) 自動発動

大規模な地震の発生により、村災害対策本部（以下「本部」という。）が設置され、村内及び行政機能に甚大な被害が生じた場合とする。

災害対策本部設置基準 災害対策本部体制（一般災害、地震災害、雪害）

- 村内に震度6弱以上の地震が発生したとき
- 村に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、本部を設置して、その対策を要すると村長が認めたとき
- 村内に相当規模の災害が予想又は発生し、その規模及び範囲等から、本部を設置してその対策を要すると村長が認めたとき

(2) 村長の決定による発動

地震により多数の被害が発生し、地域住民の生命、身体及び財産を守るために必要と村長が決定をした場合

2 業務継続計画の発動権限者

発動権限者は、村長とする。

なお、村長が登庁困難な場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

○災害時優先業務を実施する発動権限者

第1順位	第2順位	第3順位
副村長	教育長	総務課長

3 業務継続計画の解除

業務継続計画は、災害対策本部が解散をしたとき自動的に解除となり、通常業務へ移行する。

ただし、地域住民の生命、身体及び財産を守るため、村長が必要と認めた場合は継続することができる。

第5章 業務資源の確保

1 人的資源

職員は、筑北村防災計画に定める参集基準に基づき、発災後、安全な経路を通り、速やかに参集する。参集した職員は、途上で見聞した情報を報告する。

全職員の業務対応人数を次のとおり想定する。

・村職員（嘱託・臨時職員除く）82名（H31.4.1現在）の時間別業務対応人数					
参集時間 (Km圏内)	1時間 以内 (4km)	3時間 以内 (12km)	6時間 以内 (24km)	12時間 以内 (48km)	72時間 超
対象居住者数	42人	27人	8人	5人	0人
累計参集数 (参集率)	42人 (51%)	69人 (84%)	77人 (94%)	82人 (100%)	82人 (100%)
想定参集率	60%				90%
想定時間別参集者数	25人	16人	5人	3人	25人
想定累計参集者数 業務対応人員	25人	41人	46人	49人	74人

※参集数の考え方：職員は歩行による参集とし、歩行速度を4km/hにて算出

(参考：成人の歩行平均速度4～6km/h)

※想定参集率の設定条件

- ・10%は、本人の死傷及び家族の死傷等被災のため参集できない
- ・30%は、近所等での救助・救出活動、その他のため72時間以内に参集できない

2 物的資源

(1) 庁舎

資源	現状	事前対策及び災害対策等
庁舎	本庁舎	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎 ① 坂井支所 ② 坂北総合福祉センター
常設自家発電機	本庁舎は発電機により使用可能（2時間20分程度）	※燃料タンク容量の増設を検討 ※自家発電機使用不可を想定し、蓄電池施設の整備を検討
貯水槽	未設置	※本庁舎専用貯水槽設置を検討
トイレ	使用不可	※本庁舎専用の仮設トイレの備蓄

		を検討
公用車	63台 (H31.4.1)	平時から、こまめに給油を行う 本庁舎28台、坂井支所9台、坂北支所5台、その他21台
執務環境	庁舎内のキャビネット等の転倒防止対策なし	※転倒防止器具設置の検討

※は検討を要する事項

(2) 通信

資源	現状	事前対策及び災害対策等
電話	災害時優先電話 2回線	坂井支所2回線、坂北総合福祉センター1回線
衛星携帯電話	2台	
FAX	2台	坂井支所1台、坂北総合福祉センター1台

(3) 電算システム等

資源	現状	事前対策及び災害対策等
電算等システムサーバー	発電機により使用可能	クラウド化により、(株)電算データセンターにてデータをバックアップしている(住民基本台帳・納税情報・財務会計等)
パソコン	情報系148台、基幹系65台	坂井支所 情報系19台、基幹系5台 坂北総合福祉センター 情報系1台、基幹系1台
インターネット回線	光ケーブル使用	
電算消耗品	トナー、コピー用紙等の在庫あり	平時に在庫確認、適宜補充をしている

(4) 情報

資源	現状	事前対策及び災害対策等
IP告知放送	全戸配備	2020年5月までに、防災ラジオに移行
防災行政無線	無線機 半固定7台、車載型5台、携帯型102台、屋外拡声子局42局	定期的な訓練を実施
メール配信	緊急速報メール (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)	

ホームページ	筑北村公式ホームページ	
広報車	公用車 消防指令車 1台	

(5) その他

資源	現状	事前対策及び災害対策等
消防、警察、国、県等との対応	地域防災計画により対応	
職員の健康管理		従事する職員の健康管理に留意 ※休憩場所の確保、メンタルケア対応
食料	備蓄なし	※非常招集時に食料等の持参、ロッカー等へ備蓄を指導

※は検討を要する事項

第6章 初動期における行動指針及び指揮命令系統

1 行動指針

(1) 初動期（72時間以内）における業務の優先順位

- ① 人命救助に関する事
- ② 火災等に伴う2次災害の防止に関する事
- ③ 被害状況の確認に関する事
- ④ 緊急広報に関する事

(2) 職員在庁時の初期対応方針

- ① 自分の安全を確保する
- ② 庁舎利用者の安全を確保する
- ③ 負傷者等の応急救護
- ④ 庁舎の損傷状況の確認

2 指揮命令系統

(1) 災害対策本部を設置し、本部の命令に従い業務を行う。

(2) 災害対策本部長の職務代理の決定

村長（本部長）が登庁困難な場合、職務代理者の順位を次に示す。

順位	役職	災害対策本部役職
第1順位	副村長	副本部長
第2順位	教育長	副本部長
第3順位	総務課長	総務部長

なお、第4順位以下は、「筑北村長の職務代理者を定める規則第2条」を準用する。

第7章 災害時に実施する業務

災害により、通常業務と災害応急対策業務が中断や遅延が発生した場合における、村民の生命や生活、地域社会への影響について評価し、非常時優先業務を選定した。

業務	業務開始 目標時間	区分	選定基準	想定される業務 (○災害応急対応業務、●通常業務)
非常時 優先 業務	発災～ 3時間 以内	A1	・村民の生命・身体を守るための初動体制の確立、行政機能の維持・復旧、避難所開設・運営に係る業務	○災害対策本部の設置・運営 ○通信機器等の復旧 ○避難所の開設 ○職員の安否確認 ○災害の現状把握 ○救出救助活動 ○村民への災害広報 ○防災関係機関との連絡調整 等
	1 2時間 以内	A2		○協定締結団体への応援要請 ○災害ボランティアセンター開設時に係る調整 ●火葬手続き
	2 4時間 以内	A3		●村民の健康管理に関する事務 ●所管施設の安全確認 等
	7 2時間 (3日) 以内	B	・遅くとも3日以内に業務を着手しないと、村民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずるべき業務	○福祉避難所の開設 ○ライフラインの応急復旧 ○避難所のし尿・ごみの収集 ○消毒資材等の配布・散布 ○建築物の応急危険度判定 ○物資集配拠点の設置・運営 ●住民票、戸籍等の交付 ●家庭ごみの収集 等
	1 週間 以内	C	・被災者の通常生活復帰に係る業務 ・非常時優先業務以外で優先度が比較的高い通常業務	○支援物資の受付・管理・配分 ○二次災害の防止措置 ○村民相談窓口の設置 ○り災証明書の発行 ○避難所開設期間等に関する協議 ○災害廃棄物1次仮置場の設置・管理 ●保健福祉に関する重要業務 ●諸証明の交付 ●学校、保育園等の再開検討 等

	1 カ月以内	D	<ul style="list-style-type: none"> ・業務開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務 ・発災後、1 週間を超え実施しなくても、村民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活再建支援業務 ○企業への災害融資関連業務 ○災害弔慰金、義援金等の配分 ○応急仮設住宅の建設 ○災害廃棄物 2 次仮置場の設置・管理 ●坂北支所等における業務拡大 等
その他	1 カ月以降	E	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、1 カ月を超え実施しなくても、村民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務 	<ul style="list-style-type: none"> ●村民生活や地域社会への影響が少ないと見込まれる通常業務 等

第8章 業務継続計画の策定体制及び継続的改善

1 業務継続計画の策定体制

業務継続計画の策定に際しては、全庁的な検討体制とする。検討体制には、非常時優先業務の所管部署、その実施に必要な資源（庁舎、職員、情報システム等）を所管する部署、そして業務継続計画のとりまとめを担当する部署をはじめ全部署が検討に参画し、非常時優先業務の整理等を行う。

これは、非常時優先業務の整理や必要資源の配分等を検討する際には、部門を越えた優先順位等の合意形成が必要となるためである。

2 業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが重要である。

業務継続に係る訓練には、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災害対策本部を対象とした机上訓練・図上訓練など様々な種類があるが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画の改訂で確実に反映させる。また、電気、水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、平常時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。

このように、計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等によりPDCAサイクルを回し業務継続計画の実効性を高めていく。

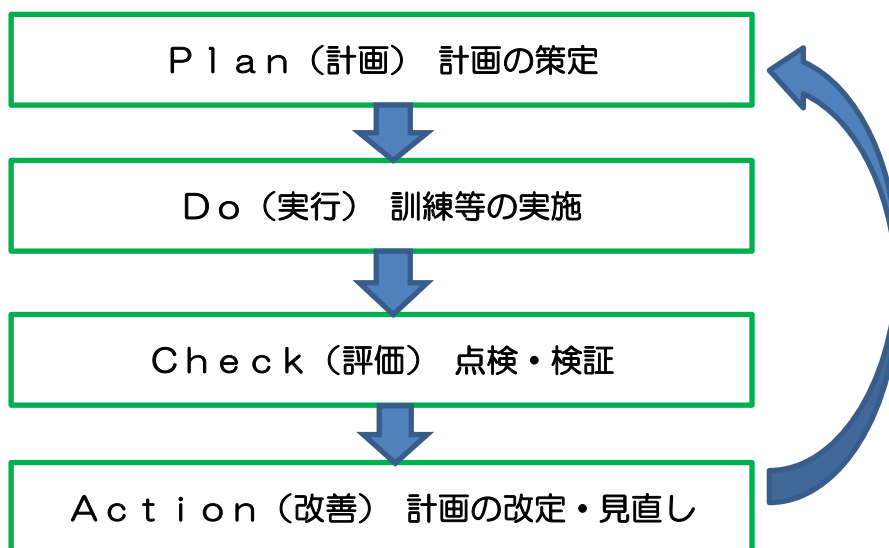


図4 PDCAサイクルによる継続的改善